

東京都後発医薬品安心使用促進協議会について

協議会の概要

【設置の経緯】

- 厚生労働省は平成19年度の「経済財政改革の基本方針2007」による後発医薬品の数量シェア30%以上の目標達成のため、平成20年度から「後発医薬品安心使用促進事業」を開始し、各都道府県における「後発医薬品の使用促進のための協議会」の設置を推進
- また、平成29年度の「経済財政運営と改革の基本方針2017」による使用割合80%の目標達成に向けて、平成30年度から後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定
- 東京都では平成30年度に厚生労働省から打診があったことを受け、当該事業に参画

→平成31年4月「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」を設置（事務局：保健政策部・健康安全部）

目的

都民が安心して後発医薬品を使用できる環境を整備するため、東京都後発医薬品安心使用促進協議会を設置する。

協議事項

- ①後発医薬品の安心使用のための現状把握及び具体的方策
- ②関係者の理解促進・連携
- ③都民に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発
- ④その他、座長が必要と認める事項

構成

学識経験者、医療関係者等、保険者団体、都民代表、区市町村代表 計18名

東京都後発医薬品安心使用促進協議会について

検討の進め方

「東京都医療費適正化計画」の期間中における取組課題について検討を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療費適正化計画	【平成30年度～令和5年度】 第三期計画期間	【令和6年度～令和11年度】 第四期 計画期間					
	第四期 計画策定	後発医薬品に係る目標等 検討					
後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策 (ロードマップ)	現行ロードマップ取組期間		【改定後～令和11年度】 改定版ロードマップ取組期間				
		ロードマップ改定に係る検討					

令和6年度の進め方

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
後発医薬品安心使用促進協議会	☆ 【国】 ロードマップ改訂	☆ 【11月8日】 第1回協議会 ロードマップ協議				☆ 【2月18日】 第2回協議会 ロードマップ決定	改定・公表